

## 介護老人保健施設まいえ 入所利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設まいえ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和2年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主催者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利

益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護老人保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院または他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護老人保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、その月の利用料金合計額の請求書及び明細書を翌月10日までに作成し、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者は、連帯して当施設に対し、当該合計額を翌月の10日から20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年又は5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要

な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護老人保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介

します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員（石田優一朗）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護老人保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者が利用料金の滞納、または施設設備・備品の破損等、当施設に損害を与えた場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(転棟・転室)

第15条 当施設は医療、介護上等の理由により、利用者の転棟・転室を要請する事があります。

(私物管理)

第16条 当施設に私物管理を依頼される場合は、紛失や破損についてご理解頂きご依頼くださるようお願いいたします。万一紛失や破損が起こった場合、当施設では責任を負いかねます。利用者の状態や安全対策上の理由で、私物管理をお断りするケースもございますのでご了承ください。

共通 <別紙 1 >

介護老人保健施設まいえのご案内  
(令和 7 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

- (1) 入所定員等 ・定員 96 名 (うち認知症専門棟 0 名)  
・療養室 個室… 6 室、2 人室… 9 室、4 人室… 18 室

(2) 看護職員と介護職員の勤務状況

	看護職員	介護職員
日 勤 (午前 8 時 30 分～午後 5 時)	4 名～6 名	10 名～12 名
休日日勤 (午前 8 時 30 分～午後 5 時)	2 名	5 名
夜 勤 (午後 4 時 30 分～午前 9 時)	1 名	3 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案
- ③ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます)  
朝食 午前 8 時 00 分～  
昼食 午後 12 時 30 分～  
夕食 午後 6 時 00 分～
- ④ 入浴 (入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 ナカムラ病院
  - ・住 所 広島市佐伯区坪井三丁目 8 1 8 番地の 1
  - ・名 称 五日市記念病院
  - ・住 所 広島市佐伯区倉重一丁目 9 5 番地
  - ・名 称 石原脳神経外科病院
  - ・住 所 広島市佐伯区五日市七丁目 4 番 2 4 号
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 ナカムラ病院
  - ・住 所 広島市佐伯区坪井三丁目 8 1 8 番地の 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 非常災害対策

- ・防災設備  
避難階段、避難口、防火戸・防火シャッター、屋内消火栓、スプリンクラー、  
自動火災報知設備、避難器具（すべり台、援助袋）、誘導灯および誘導標識、  
非常電源設備、カーテン・布製ブラインド等の防火性能… 全て整備
- ・防災訓練 年 2 回

5. 要望及び苦情等への対応体制と手順

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0 8 2 - 9 2 1 - 9 1 2 3）

要望や苦情等は受け付けた後、その内容により適正な苦情対応担当者を管理者が決定します。苦情対応担当者が「苦情対応記録票」を作成し、検討会議または運営会議を通じて多職種で対応方針を協議・決定し、ご利用者へ対応します。

6. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

## 利用者負担説明書

2025年8月1日

介護老人保健施設をご利用される利用者さまのご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、レクリエーション等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護）ごとに異なります。

また、利用者さま負担は全国統一料金ではありません。介護保険（及び介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと、在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

## A 入所の場合の利用者負担額

### 1 保険給付の自己負担額

施設サービス費／1日（地域加算を含みます。）

	個 室			2人・4人部屋		
	《1割負担》	《2割負担》	《3割負担》	《1割負担》	《2割負担》	《3割負担》
要介護1	824円	1,647円	2,471円	911円	1,821円	2,731円
要介護2	902円	1,804円	2,706円	990円	1,980円	2,969円
要介護3	970円	1,940円	2,910円	1,060円	2,120円	3,179円
要介護4	1,030円	2,059円	3,088円	1,121円	2,241円	3,361円
要介護5	1,087円	2,174円	3,261円	1,176円	2,352円	3,527円

#### \* 初期加算（1日につき）

- I 急性期医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し介護老人保健施設に入所した時、空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報共有し、当該施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療機関の入退院支援部門に対し情報共有を行っている場合

63円（2割負担の場合126円、3割負担の場合189円）

- II 入所した日から起算して30日以内の期間について加算されます。

32円（2割負担の場合63円、3割負担の場合94円）加算されます。

#### \* 外泊時費用（1日につき 6日間を限度）

外泊された場合には、上記サービス費に代えて

379円（2割負担の場合757円、3割負担の場合1,135円）となります。

ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いになりません。

#### \* サービス提供体制強化加算（I）（1日につき）

介護職員の総数に対して、介護福祉士が60%以上配置されている場合

23円（2割負担の場合46円、3割負担の場合69円）加算されます。

#### \* 介護職員等処遇改善加算（iv）（1月につき）

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境設備とともに、介護職員の賃金改善を目的として創設された加算です。

請求書兼領収書の「介護サービス費内訳」の合計単位数×4.4%(1ヶ月)が加算されます。

\* **在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)** (1日につき)

在宅復帰・在宅療養支援の基準(在宅復帰率・在所日数・要介護度等)を満たした介護老人保健施設の場合

54円(2割負担の場合107円、3割負担の場合160円)加算されます。

\* **協力医療機関連携加算** (1月につき)

**【協力医療機関3要件】**

- ① 利用者様の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 利用者の症状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

・ (1) 要件を満たしている協力医療機関の場合

105円(2割負担の場合209円、3割負担の場合314円)\*令和6年まで

53円(2割負担の場合105円、3割負担の場合157円)\*令和7年～

・ (2) それ以外の協力医療機関の場合

6円(2割負担の場合11円、3割負担の場合16円)

\* **高齢者施設等感染対策向上加算** (1月につき)

I 第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している場合

11円(2割負担の場合21円、3割負担の場合32円)

II 3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合

6円(2割負担の場合11円、3割負担の場合16円)

\* **認知症チームケア推進加算** (1月につき)

認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応するための取り組みを推進する加算。

I, 157円(2割負担の場合314円、3割負担の場合471円)

II, 126円(2割負担の場合251円、3割負担の場合377円)

\* **所定疾患施設療養費(Ⅱ)** (1日につき) (1月に1回、連続する10日を限度)

肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の急性増悪により治療を必要とした利用者さまに対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合

502円(2割負担の場合1,004円、3割負担の場合1,505円)加算されます。

- \* 緊急時施設療養費**（1日につき）（1月に1回、連続する3日を限度）  
 利用者さまの容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合  
 5 4 2 円（2割負担の場合1, 0 8 3 円、3割負担の場合1, 6 2 4 円）  
 加算されます。
- \* 安全対策体制加算（入所時に1回）**  
 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合  
 2 1 円（2割負担の場合4 2 円3割負担の場合6 3 円）加算されます。
- \* 若年性認知症入所者受入加算（Ⅰ）**（1日につき）＜65歳未満の方のみ＞  
 若年性認知症と医師が判断した利用者さまに対し、個別に担当者を定め、その利用者さまの特性やニーズに応じたサービスを提供した場合  
 1 2 6 円（2割負担の場合2 5 1 円、3割負担の場合3 7 7 円）加算されます。
- \* 認知症行動・心理症状緊急対応加算**（1日につき）（利用開始日から起算して7日を限度）  
 利用者さまについて認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスを利用することが適当であると医師が判断した場合2 0 9 円（2割負担の場合4 1 8 円、3割負担の場合6 2 7 円）加算されます。
- \* 認知症専門ケア加算**（1日につき）  
 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の自立度Ⅲ以上の者が20名未満1名以上、19を超え端数を増すごとに1名加えて得た数以上を配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合  
 4 円（2割負担の場合7 円、3割負担の場合1 0 円）加算されます。
- \* ターミナルケア加算**（1日につき）  
 医師、看護師、介護職員等が協働して、利用者さまの状態またはご家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われた場合、次の料金のいずれかが加算されます。

亡くなられた日  
 1, 9 8 6 円（2割負担の場合3, 9 7 1 円、3割負担の場合5, 9 5 7 円）

亡くなられた日以前2日又は3日  
 9 5 1 円（2割負担の場合1, 9 0 2 円、3割負担の場合2, 8 5 3 円）

亡くなられた日以前4日以上30日以下  
 1 6 8 円（2割負担の場合3 3 5 円、3割負担の場合5 0 2 円）

亡くなられた日以前31日以上45日以下  
 7 6 円（2割負担の場合1 5 1 円、3割負担の場合2 2 6 円）

◆ **施設側が栄養管理に関わる体制を整えた場合、下記の料金が加算されます。**

\* **療養食加算**（1食につき）

医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合  
7円（2割負担の場合13円、3割負担の場合19円）

\* **経口移行加算**（1日につき）

経管により食事を摂取している利用者さまについて、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合  
30円（2割負担の場合59円、3割負担の場合88円）

\* **経口維持加算**（1月につき）

経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、他職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行った場合に加算されます。

- I 著しい誤嚥が認められる方を対象に行った場合 418円  
（2割負担の場合836円、3割負担の場合1,254円）
- II 誤嚥が認められる方を対象に行った場合 105円  
（2割負担の場合209円、3割負担の場合314円）

◆ **制度の目的に沿って質の評価やデータ活用を行いながら科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を行った場合、下記の料金が加算されます。**

\* **科学的介護推進体制加算**

LIFE(※1)へのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクル(※2)の推進とケアの質の向上を図る取り組みを行った場合

- I 入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を提出した場合  
42円（2割負担の場合84円、3割負担の場合126円）
- II Iに加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を提出した場合  
63円（2割負担の場合126円、3割負担の場合189円）

※1 LIFEとは

介護の質を高めるため、施設が利用者のケア情報を国のデータベース(科学的介護情報システム)に提出し、分析結果のフィードバックを受ける仕組みです。

※2 PDCAサイクルとは

「計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)」を繰り返して、ケアの内容をより良くしていく取り組み方法です。

\* **リハビリテーションマネジメント計画書情報加算**（1月につき）

リハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進した場合35円（2割負担の場合69円、3割負担の場合104円）

**\* 褥瘡マネジメント加算（1月につき、3月1回を限度）**

- I 褥瘡の発生リスクについて施設入所時等に医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同し褥瘡ケア計画を作成し、三月に一回評価を行いデータ提出とフィードバックを受けてPDCAサイクルを推奨した場合

4円（2割負担の場合7円、3割負担の場合10円）

- II 褥瘡の発生リスクがあるとされたが褥瘡の発生がなかった場合

14円（2割負担の場合27円、3割負担の場合41円）

**\* 排せつ支援加算（1月につき）**

- I 要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し排泄支援当たって当該情報等を活用した場合

11円（2割負担の場合21円、3割負担の場合32円）

- II 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合

16円（2割負担の場合32円、3割負担の場合47円）

- III 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善しておむつ使用ありから使用なしに改善した場合21円（2割負担の場合42円、3割負担の場合63円）

**\* 自立支援促進加算（1月につき）**

入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等へのアセスメントを実施し日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を行った場合

314円（2割負担の場合627円、3割負担の場合941円）

**\* 栄養マネジメント強化加算（1日につき）**

現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付けるとともに、基本サービスとして、状態に応じた栄養管理の計画的な実施を行った場合

12円（2割負担の場合23円、3割負担の場合35円）

**\* 口腔衛生管理体制加算（1月につき）**

- I 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を行っている場合94円（2割負担の場合188円、3割負担の場合282円）

- II Iに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生等の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合

115円（2割負担の場合230円、3割負担の場合345円）

**\* 再入所時栄養連携加算**

厚生労働大臣が定める特別食等が必要な入所者で、医療機関と連携し栄養ケア計画を作成した場合

209 円（2 割負担の場合 418 円、3 割負担の場合 6 2 7 円）

**\* かかりつけ医連携薬剤調整加算**

- I イ. 入所後 1 か月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて説明、同意を得て、退所時又は、退所後 1 月以内にかかりつけ医に情報提供を行っている場合

1 4 7 円（2 割負担の場合 2 9 3 円、3 割負担の場合 4 3 9 円）

ロ. 入所前の主治医との連携なしの場合

7 4 円（2 割負担の場合 1 4 7 円、3 割負担の場合、2 2 0 円）

- II 入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施の為必要な情報を活用している場合

2 5 1 円（2 割負担の場合 5 0 2 円、3 割負担の場合 7 5 3 円）

- III 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ 1 種類以上減少している場合 1 0 5 円（2 割負担の場合 2 0 9 円、3 割負担の場合 3 1 4 円）

**◆ リハビリテーションに関わる体制を整えた場合、下記の料金が加算されます。**

**\* 短期集中リハビリテーション実施加算（1 日につき）**

退所直後または初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅での日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合

（I）2 7 0 円（2 割負担の場合 5 4 0 円、3 割負担の場合 8 0 9 円）

（II）2 0 9 円（2 割負担の場合 4 1 8 円、3 割負担の場合 6 2 7 円）

**\* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1 日につき 週 3 回を限度）**

認知症の利用者さまへ在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的とした短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合

（I）2 5 1 円（2 割負担の場合 5 0 2 円、3 割負担の場合 7 5 3 円）

（II）1 2 6 円（2 割負担の場合 2 5 1 円、3 割負担の場合 3 7 7 円）

**◆入退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。**

**\* 入所前後訪問指導加算（入所期間中に 1 回を限度）**

入所者さまが退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療の方針を決定した場合

（I）4 7 1 円（2 割負担の場合 9 4 1 円、3 割負担の場合 1, 4 1 1 円）

(Ⅱ) 502円(2割負担の場合1,004円、3割負担の場合1,505円)

**\* 退所時情報提供加算** (1回につき)

- I 利用者さまの居宅への退所後の主治医へ、文書をもって紹介を行った場合  
523円(2割負担の場合1,045円、3割負担の場合1,568円)
- II 利用者さまの医療機関への退所後主治医へ、文書をもって紹介を行った場合  
262円(2割負担の場合525円、3割負担の場合784円)

**\* 入退所前連携加算** (1回につき)

- I 入所予定日30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合  
627円(2割負担の場合1,254円、3割負担の場合1,881円)
- II 居宅介護支援事業者へ、文書で入所者さまの情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合  
418円(2割負担の場合836円、3割負担の場合1,254円)

**\* 訪問看護指示加算** (1回につき)

- 退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションへ指示書を交付した場合  
314円(2割負担の場合627円、3割負担の場合941円)

**\* 生産性向上推進体制加算** (1月につき)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っている場合

- I, 105円(2割負担の場合209円、3割負担の場合314円)
- II, 11円(2割負担の場合21円、3割負担の場合32円)

## 2 利用料

① 食費 朝食420円・昼食620円・夕食620円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

② 居住費（療養室の利用費）／日 個室 1,880円  
2人・4人部屋 510円

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

\*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 利用者が選定する特別な室料／1日 個室 2,200円  
2人部屋 1,100円

個室、2人部屋のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人部屋をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

④ 日用品費／1日 180円

シャンプー、ボディークリーム、ペーパータオル、ティッシュペーパー、おしぼりの費用であり、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

⑤ 教養娯楽費／1日 110円

クラブ活動等で使用する、折り紙、画用紙、色鉛筆、絵の具、筆、塗料、色紙、針金、糸、針、粘土等の費用であり、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

⑥ 電気代／1日 33円

テレビやラジオ等の家電品を施設に持ち込まれた場合にお支払いいただきます。

⑦ 行事費 (その都度実費をいただきます)

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。

⑧ 理美容料 1,100円～5,500円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑨ 私物の洗濯代 34円～220円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑩ レンタル料 34円～56円

施設で準備するタオル・バスタオル等を使用された場合にお支払いいただきます。

⑪ 寝具等破損代 230円～5,080円  
施設の枕カバー等の寝具類や体温計を破損された場合にお支払いいただきます。

⑫ その他の費用 (その都度実費をいただきます)

- ・利用者個人の選択によりおかし等を購入された場合
- ・インフルエンザ予防接種等を希望された場合
- ・外泊時にお持ち帰りいただいたおむつ類代  
(ただし、外泊の初日と最終日に使用されたものは除きます)
- ・尿バッグやストーマ用装具(袋)等を使用した場合
- ・診断書等の文書を希望により発行した場合等にお支払いいただきます。

# 施設サービス 利用料金表(入所)

## 基本料金

●保険給付の自己負担額 / 1日

① 個室の場合

《1割負担》 《2割負担》 《3割負担》

要介護1	824円	1,647円	2,471円
要介護2	902円	1,804円	2,706円
要介護3	970円	1,940円	2,910円
要介護4	1,030円	2,059円	3,088円
要介護5	1,087円	2,174円	3,261円

② 2人・4人部屋利用の場合

《1割負担》 《2割負担》 《3割負担》

要介護1	911円	1,821円	2,731円
要介護2	990円	1,980円	2,969円
要介護3	1,060円	2,120円	3,179円
要介護4	1,121円	2,241円	3,361円
要介護5	1,176円	2,352円	3,527円

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、自己負担額が公費負担されます。

※所得によって、自己負担額が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。

●保険給付対象外の費用 / 1日

食費	1,660円
居住費(個室利用)	1,880円
(2人・4人部屋利用)	510円
日用品費	180円
教養娯楽費	110円

※所得によって、食費・居住費の負担額が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。

## 加算料金

●保険給付対象外の費用

室料	個室	2,200円/日	洗濯代	エプロン	34円/枚
	2人部屋	1,100円/日		タオル・靴下	56円/枚
電気代		33円/日		バスタオル	110円/枚
行事費		実費/回		パンツ・シャツ	110円/枚
理美容料	調髪	2,750円/回		トレーナー・ズボン	220円/枚
	丸刈り	2,200円/回		パジャマ上	220円/枚
	顔剃りのみ	1,100円/回		パジャマ下	220円/枚
	パーマ	5,500円/回		セーター他	220円/枚
	白髪染め	5,500円/回	レンタル料	小タオル	22円/枚
	セットのみ(女性)	1,100円/回		タオル	34円/枚
	シャンプー+セット(女性)	1,650円/回		バスタオル	56円/枚
	シャンプー+セット(男性)	1,100円/回	寝具等	枕カバー	230円/枚
			破損代	枕	1,570円/枚
				包布	2,240円/枚
				シーツ	1,630円/枚
				デニムシーツ	2,900円/枚
				敷布団	5,080円/枚
				掛布団	5,080円/枚
				電子体温計	2,380円/本

※消費税課税対象の室料・寝具等破損代などについては税込み価格を表示しています

《別添資料1》

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」

### に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。
  - 【利用者負担第1段階】
    - a. 生活保護を受けておられる方
    - b. 所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
  - 【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が80万9千円以下の方
  - 【利用者負担第3段階】
    - ① 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下の方
    - ② 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が120万円超の方
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階②」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費		利用する療養室のタイプ	
	入所	短期入所	個室	2人・4人部屋
利用者負担 第1段階 a	300円		0円	0円
利用者負担 第1段階 b			550円	
利用者負担 第2段階	390円	600円	1,370円	430円
利用者負担 第3段階①	650円	1,000円		
利用者負担 第3段階②	1,360円	1,300円		

〈別紙3〉

## 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

### 介護・診療情報の提供

◆ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

### 介護・診療情報の開示

◆ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または支援相談員に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

### 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

### 個人情報の利用目的

- ◆個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- ◆当施設は卒後医師臨床研修施設および介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

### ご希望の確認と変更

- ◆入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者さまご本人宛に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、ご本人以外には連絡いたしません。
- ◆療養室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいと考えます。
- ◆電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。
- ◆一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

### 相談窓口

◆ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。個人情報保護相談窓口 医療法人ピーアイエー事務部（ナカムラ病院受付）

平成17年 4月 1日

介護老人保健施設まいえ 施設長